

令和 6 年第 8 回（12 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和 6 年 12 月 6 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 12 月 6 日（金） 13:36～16:35		
出席委員 (6 名)	委員長 松雪 照美	副委員長 松橋 拓郎	委 員 菅原アキ子
	委 員 川渕 文雄	委 員 三村 敏子	委 員 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (17 名)	【特別職】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 石川 歳男 主 査 庄司都志哉 主 査 菅原 聡 主 査 相原 千里 主 事 夏井 健太 【税務会計課】 課 長 近藤 比成 課長補佐 小野 朋也 【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 課長補佐 小林 豊 主 査 渡辺 祥達 主 査 進藤 三枝 主 事 佐藤 佑樹 【教育委員会】 教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主 任 佐藤 純子		

付 託 事 件	議案第 71 号 工事請負変更契約の締結について
	議案第 74 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
	議案第 75 号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 76 号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第 77 号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
	報告第 6 号 令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告
	陳情第 7 号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について 国に意見書提出を求める陳情
	陳情第 8 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働 者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
	陳情第 9 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情

陳情第 10 号	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
陳情第 11 号	「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
陳情第 12 号	「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
陳情第 13 号	「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書

発言者	発言要旨
松雪委員長	(開会 13:36) ただいまより、総務福祉教育委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員数は 6 名です。定足数に達しておりますので、この委員会は成立します。 委員会の会議記録の作成は当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。 議案第 71 号「工事請負変更契約の締結について」、 議案第 74 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、 議案第 75 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第 76 号「令和 6 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、 議案第 77 号「令和 6 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、 報告第 6 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」、 陳情第 7 号「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」、 陳情第 8 号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」、 陳情第 9 号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」、 陳情第 10 号「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」、 陳情第 11 号「「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」、 陳情第 12 号「「18 歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として

発言者	発 言 要 旨
	実施を求める意見書提出の陳情」、 陳情第 13 号「「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書」 の以上 13 件です。 それでは当委員会に付託された案件について、審査に入ります。 審査の順番ですが、はじめに議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課関係そして教育委員会の順に行いますので、よろしくお願いします。 では、はじめに議案第 71 号「工事請負変更契約の締結について」、当局より説明を求めます。
庄司主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	撤去工の増について、伐木の出来高による増とあります。初めから木があることは分かっていたと思われませんが、どのような理由で増額となったのでしょうか。 また、土捨て場の搬入路につきましてもどのような理由で増額となったのでしょうか。
庄司主査	伐木につきましては木の根までを含めた抜根という形でおこなっております。根の部分につきましては実際に抜根を行わなければ、根の量がどの程度あるのか分からない状態となっております。この木につきましては産業廃棄物になりますので、産業廃棄物処理の手続きをした際に材積と言われる体積が判明しますので、そちらが設計の際に想定した量よりも多かったということになります。 また、土捨て場については、設計にあたって村内の工事現場から 2 キロ範囲の中でという設計にしておりましたが、実際に処分した場所は西 5 丁目の西側になります。処分場所につきましては、こちらで指定いたしましたが、地盤の軟弱さまでは設計の段階で想定していなかったということであります。 電気線につきましては、埋設の深さは実際に工事を行わなければ分からない部分がありますので、設計の段階では想定することができなかったため、

発言者	発 言 要 旨
	増額をお願いしているものであります。
三村委員	撤去工等 1 つ 1 つの請負額の変更額について、教えていただけますでしょうか。
庄司主査	伐木につきましては、37 万円ほどの増となっております。また、仮設工につきましては、52 万円ほどの増となっております。電気線工事につきましては、8 万円ほどの増となっております。 これらの合計が直接工事費の増となり、これに一般管理費、諸経費等の増が加わり、合わせて 143 万円の増ということになります。
菅原（ア）委員	実際に処理してみなければ分からないという工事の事例は、今回に限らず今後もあり得るという理解でよろしいでしょうか。
庄司主査	伐木や材積といった出来高によるものにつきましては、あまり過大、過小な積算となってもいけませんので、標準的な形で設計せざるを得ず、今回のような形で増が発生するということはあり得ます。 土捨て場につきましては、設計の段階で具体的な場所を指定しておらず、2 キロ範囲という距離での歩掛となっており、敷鉄板については設計に入っていなかったため、今回増額となりました。
丹野委員	伐木した桜の木やアカシアの木などを、必要としている村民に譲渡あるいは販売することで、伐木後の処理に係る経費の削減につながると考えられますが、そうした考えはありますでしょうか。 また、土捨て場については、村内の工事現場から 2 キロ範囲の中でということでしたが、2 キロ範囲の中でどこでも捨てられるというわけではなく、捨てられる場所は限られていると思われれます。今後の問題として、土捨て場の範囲をある程度限定して、経費の削減につなげられないものでしょうか。
石川課長	伐採木の処理につきましては、契約時に議案審議していただいた中でも、そのようなご提案があったかと思います。業者との施工計画打合せの段階で、伐採中に村民の方から要望があった際には対応していただくよう伝達しております。結果としてそうした事例はありませんでしたが、そのような事例があった場合には工事費用の減ということで、減額対応ということになります。

発言者	発 言 要 旨
	伐木した防災林につきましては、しばしば問い合わせがあり、その際には申請書を書いていただいた上で無償譲渡しております。そうした形で活用していただければ、村としては処理量が減少するため、推進していきたいところではありますが、一連の工期を保った工事の中ですと、工程の関係で譲渡等の取組に十分な時間を割くことが難しい場合がございます。タイミングが合った際にはお分けすることは、十分可能であります。 土捨て場につきましては、契約によっては設計の段階で土捨て場を指定する方法もありますが、村内に土捨て場となり得る用地が潤沢ではないため、設計の段階では、一定の距離を示したうえで、運搬距離の中で探すといった形をとらせていただきました。その運搬距離の中で見つからなかった場合には、さらに運搬距離が延びるため設計変更の対象となるということになります。 今回の場合につきましては、当初より設置箇所を西 5 丁目に指定しない中で距離を示したわけであります。
工藤副村長	周辺町村の山を購入して伐採し、薪として利用している村民の方も実際おりますので、伐採した木材の処理につきましては、何か一工夫必要であると考えております。伐採後は野ざらしにするため、長持ちするものでもありませんので、保管方法につきましても検討させていただきたいと思います。
丹野委員	伐採した木材に関しましては、期間を設定した上で、販売等する旨村民の方に通知していただきたいと思います。すべて販売等することは難しいかと思われませんが、一部でも構いませんので検討していただければと思います。
工藤副村長	工事を行いますと、伐木したものにしましては産業廃棄物となりますので、すべてを販売、譲渡等することが可能であるかは不明であります。検討させていただきたいと思います。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 71 号「工事請負変更契約の締結について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 71 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 74 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、当局より説明を求めます。
相原主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 74 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 74 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 75 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局より説明を求めます。

発言者	発言要旨
庄司主査 近藤事務局長 相原主査 菅原主査 小野課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	債務負担行為について、ルーターの借上料が令和7年度から11年度までの5年間ということですが、変更理由について教えてくださいませんか。
菅原主査	こちらは全国の自治体すべてに当たりますが、LGWANの接続についてはソフトバンクと契約しているものになります。 5年契約となっており、借上料を一括で払う方法もありますが、これまで同様、基本的には5年間のルーターの借上契約という形になります。村の場合は、2月に切り替えを行いますので、令和11年の2月までの債務負担ということになります。 令和7年度に56,000円の借上料の記載があったことにつきましては、元々の契約開始時期が9月からということでしたので、来年の8月までの分ということで56,000円が記載されていましたが、第4次から第5次に切り替わりまして、契約期間と月額が変わったことによって変更を行ったというものであります。
菅原（ア）委員	ソフトバンクとの契約上、通常は5年間ということで今後とも同様の形で契約するという理解でよろしいでしょうか。
菅原主査	基本的にはそのような形になりますが、厳密に言うと5年が満了したタイミングで、国が第6次への切り替えの準備が整っておらず第5次の継続ということになりましたら、その際は1年間の契約延長を行い、その後さらに継続となる場合は、以降月額の随時更新、随時延長といった形になるケースも想定されます。
丹野委員	秋田県町村電算システム共同事業組合事業における負担金が大きな額とな

発言者	発 言 要 旨
菅原主査	っていますが、将来的にも村単独で行うよりは、この電算システムに加入している方が負担額は安いということでしょうか。 まず安いかという話につきましては、過去の実績ベースにはなりますが、単独で同じシステムを調達した場合に比べて4割強の経費削減になっているという試算結果が出ております。 また、システム改修に関しては、この負担金の中に2件あります。町村の要望に伴う改正もない訳ではありませんが、基本は法律等に基づいた改正となります。そのため国の補助等があり、今回の2件の改修について、1件は普通交付税に算入されるもの、もう1件は2分の1の補助が国から入るものになります。 国の補助につきましては、補助金の交付先が電算組合になりますので、それを差し引いた差額分のみを歳出で計上しております。共同事務組合で実施する改修に関しましては、基本的には国の方針に従って最低限の改修を行う方針になっております。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	では次の議案に移りたいと思います。それでは次に、報告第6号「令和6年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、当局より説明を求めます。
庄司主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 報告第 6 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手多数】
松雪委員長	挙手多数であります。 よって、報告第 6 号は、挙手多数により、承認すべきものと決しました。
松雪委員長	暫時休憩いたします。(14:24)
松雪委員長	再開します。(14:30)
松雪委員長	議案第 75 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部分について、議題といたします。当局の説明を求めます。
小林課長補佐 進藤主査 渡辺主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	歳入部分で児童手当が増えたということでの増額となっていますが、何人分でしょうか。
進藤主査	これまで所得制限がありましたが、所得制限が撤廃されたことによる新規分で増えた方は 13 人いらっしゃいます。また、高校生が増えたので、高校生のみ増額家庭は 37 人、額改定で増額になった方は 59 人いらっしゃいます。また、第 3 子の年齢が今までは 18 歳まででしたが、22 歳までになったということで、第 3 子カウントの幅が広がったことによって、今まで第 2 子カウントだった子供が第 3 子になるということで増額になる方もいらっしゃいます。
菅原（ア）委員	要件によっていろいろな人数が例えば 13 人とか 37 人とか 59 名とかいろいろ

発言者	発 言 要 旨
	伺いました。そういうのをクリアした大潟村の総数は何人でしょうか。
進藤主査	金額については控えてきたのですが、人数については控えてきていないので、後ほど回答いたします。
丹野委員	第3子は何人ぐらいいるか後ほど教えてください。
進藤主査	今回の児童手当の支給要件に該当している第3子ということでよろしいですか。
丹野委員	はい、お願いします。
丹野委員	先ほど、ふれあい健康館の温度を70℃から60℃に下げたということですが、これは前から70℃だったのか、もう一度教えていただけますか。
小林課長補佐	健康館には温泉を送ってもらっていますが、温度が元々37℃ぐらいと非常に低い温度になっており、そのままでは温泉として入れないということで、普通の水を沸かして貯めたお湯を足して、40から42℃ほどに温めて、提供しております。今までは熱めに設定していたのですが、そうすると貯湯のタンクの内壁ですとか、機械が高温ですと故障の原因になるということの指摘を受けまして、メーカー推奨の60℃にしました。少し温度を下げたため、お湯を頻繁に足さなければならないということもありまして、水道量も増え、灯油の使用量も増えてしまったということも原因の一つかなということで、報告させていただきました。
丹野委員	例えば、ふれあい健康館が、去年できて70℃から60℃になったのであれば、それは分かりますが、もう何十年も経っていて、なぜ今更なのですか。 タンク内の内部が痛むというようなことは前々からあったとは思いますが、内部が痛んでも、70℃でお湯を沸かして、保存しておいた方が、何回も60℃にして沸かすよりはメリットがあるとか、そういう理由があって、70℃だったのか、それとももうたまたま今まで考え方が間違っていたのか。今回から改めにしたのか、その辺はどのようなになっているのでしょうか。
小林課長補佐	健康館につきましては当初から社会福祉協議会の方で管理していただいたのですが、そのときには70℃と高く設定した方が効率がいいということでや

発言者	発言要旨
	っていたようですが、やはり現在、機械の故障が多くなってきており、今点検していただいている業者に確認していただいたところ、内壁の方の痛みが激しく、このままの管理ではもっとお金がかかってしまうという、ご指摘を受けまして、今年度社会福祉協議会も温度を下げて、メーカー推奨の温度まで下げて運用した方が、また長く使えるという判断を受けたことから温度設定を変えたということです。
川渕委員	先ほど、いわゆる所得制限とおっしゃっていましたが、これは世帯当たりの所得がいくらあれば制限がかかるのでしょうか。その金額を教えていただければと思います。
進藤主査	細分化されておまして、子供の人数によって所得の額がいくらかと分けられておりますが、例えば児童 1 人の場合、所得額が 660 万円、収入額の目安としては 875 万円程度、2 人だったら所得額が 698 万円程度です。子供さんが例えば 2 人で 698 万円の所得を超えると所得制限がかかるというように決められております。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは次に、議案第 76 号「令和 6 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局より説明を求めます。
北嶋課長	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 76 号「令和 6 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 76 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に、議案第 77 号「令和 6 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明をお願いいたします。
佐藤主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	どんな種類の福祉用具が、何件くらいありますか。
佐藤主事	福祉用具の種類としましては手すりなどです。件数といたしましては令和 6 年度 11 月時点で 3 件でございます。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。

発言者	発言要旨
	議案第 77 号「令和 6 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
松雪委員長	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 77 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	暫時休憩いたします。(15:00)
松雪委員長	再開いたします。(15:08)
松雪委員長	それでは、「議案第 75 号令和 6 年度一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、教育委員会に関する部分について、説明を求めます。
後藤主席次長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいまの当局の説明について、何か質問はございませんか。
松橋副委員長	教師用教科書というのは、どのくらいの頻度で更新が必要なものですか。
後藤主席次長補佐	こちらの方は、通常教科書の改訂の時期と同じで、4 年に一度ということになりますが、今回は特別支援学級の分が必要になったということで、例えば、1 年生が 2 年生なったときでも、現 2 年生に標準学級しかない場合は、教科書は担任教師が 2 人となりますので、その分必要になったということです。
松橋副委員長	今回がイレギュラーということで、通常はある程度決まっているということでもいいですか。
後藤主席次長補佐	はいそうです。でももし、特別支援学級がなかった学年に、特別支援学級が上がっていく場合は、来年度も同じようなことになると思います。
松橋副委員長	わかりました。ありがとうございました。

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	わからないので教えて欲しいんですけど、今の説明だからかもしれないけど、それにしてもですね、小学校教員のものは 31 万 2 千円、中学校が 268 万 4 千円とすごい差があるんだけど、これはどうしてなのか、中学校がそんなに高いのか、そこを教えてください。
後藤主席次長補佐	まず小学校の方からご説明いたしますと、先ほどちょっとお話させていただいたんですけど、令和 5 年度に改定になっております。こちらは令和 5 年度ですので昨年の同時期に、中学校のような感じで、中学校の経費の約 3 倍程度の費用で購入し、補正させていただいております。 ですが、今回は特別支援学級の分ということなので、それとは別にイレギュラーな金額の発生の仕方になっております。そして中学校の方が令和 6 年度、今年度改訂の時期でありましたので令和 7 年度に 1 年ずれてますので令和 7 年度から使用する分ということで、こちらの方が大体昨年度の小学校の分の約 3 分の 1 程度の金額で予算計上させていただいております。
丹野委員	それは中学校と小学校が 1 年ずつずれてるっていうのは、わざとずらしているものなのか。 それからもう一つ、その電子だとかいう部分にこの 200 何万円、それが安い高いかって言われりゃ、私はわからないけれども、それが普通のものなんですか。それとも教職員の数分だけだから、例えば割る人数分だから、そうするともうちょっと安くなってるのか、教科書自体がもう元々高いのか、その辺ちょっとわかれば説明していただけますか。
後藤主席次長補佐	小学校も中学校も 4 年のスパンは決まってるものなので、1 年ずれるのは決まっていますが、本当にイレギュラーな対応として、1 年延びるとか 2 年延びるとかっていうことが本当ごく稀にですけどもあります。ですけど、多分それが小学校中学校一緒になるということになれば、そのタイミングを合わせるために伸ばすということではなく、偶然でということはあると思います。 もう一つの高いか安いかについてですが、やはり指導書についてはそこまで高いものではありません。紙ベースのもので、今回買っているものでも、教師用の教科書は、生徒の教科書と同じで、本当に安いものであります。教師の指導書は、教科書に赤ペンみたいなのが入ってしまして、こういうふうに指導してほしいということで作った会社の方が書いているもので、あまり部数も出ないのため、若干高めになってます。 さらに、デジタル教科書は動画とかも編集されてます。ですのでさらにま

発言者	発 言 要 旨
	た、指導書よりももうちょっと部数が出ない、さらに手も込んでいるということで、またちょっと高くなっているということがありますので、そこら辺で少し高くなっているところはあるのですが、利用状況としましては、先生によっては、当然まちまちはあるのですけれども、他の学校よりは大変利用しているということで話を伺っております。
丹野委員	ということは教科書っていうのは、全体に何冊かというのではなくて、各教科ごとに、例えば、中学校でも小学校でもいいけど1年生から6年生までいけば、まず最低各何冊、1年生分用、2年生用分っていう形、それから中学校も中学1年、中2に中3に合わせる、それから、美術だったら美術だとか、体育は体育のその教科指導というか、そういうものを全部含めてどういう金額になってるわけですか。
後藤主席次長補佐	英語と算数など、国から来るのもありますので、それは当然抜いているのですけれども、それについて各学年で先生が基本的に1冊ずつ各学年で先生用教科書1冊、指導書1冊、デジタル教科書も1つというふうに購入してます。ですけど、特別支援学級とかで2クラスなった場合は、先生の教科書指導書も2冊という形であったりとか、ALTがいる場合はその分ちょっと追加でということが発生しております。 あとすみませんが、先ほどの4年が6年延びるという話で、国の指導要領が改訂になるときに、1年延ばしてほしいということがあるときがあります。そこで学習指導要領が改訂になる場合は、4年の途中で変わるっていうよりは、4年を6年とか5年に延ばすことで、変えて新たな教科書が選定されるというふうな話を伺っております。
菅原(ア)委員	関連なんですけれども、通常であれば、小学校中学校、この1年ずらした4年が普通はその改定年度っていうことですね。それと、これは日本の教育委員会といいますか、教職に携わる人全員だと思うんですが、秋田県のみならず、日本全員が同じ教師のこういう本といいますか指導書、そういうのを県内のみならず、日本全員が同じものを指導書として受け取ってるっていうことでよろしいんでしょうか。
三浦教育長	教科書は各教科によって、発行している教科書会社は何社かあります。各地区でその教科書を選定した上で、子供たちに与えるという形になっております。同じ教科書を使っている場合は、教科書会社の指導書を使うものです。

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員	から全国で同じ教科書を使っていれば、全国で同じような指導書で研究して授業を行うという形になります。 ということは、よくニュースでも報道なんかでもいろんな教科書を印刷されてるその会社ごとにいろいろあるみたいなんですけども、それは学校によって、あるいは県内ごととか、違う場合もあるということですか。
三浦教育長	この辺でいうと、男鹿・潟上・南秋地区として教科書を選定しているので、男鹿・潟上・南秋地区の小学校または中学校は全て同じ教科書を使っています。ただし、隣の秋田市とはもしかすると、秋田市の採用状況が自分は把握していませんが、例えば、数学の教科書が違うという場合もあります。ただ、教科書の内容は先ほど後藤の方からの発言にあったように、学習指導要領という習うことの内容が定められているのは、日本全国みんな共通していますので、それを基にした教科書であることは確かですので、習う内容に地区の差はありません。ただ習う順番であったり、使う教材の出し方であったりが各教科書会社によって多少の違いはあるというような形です。
菅原(ア)委員	そしたら学校で各その教科を、今回は男鹿・潟上・南秋地区では同じかもしれないけれども、例えば、秋田市とかあるいは能代市とか県南とか、そういう学校サイドで購入する教科書は違うということによろしいんですよね。各地区によって各学校サイドでその教科書を使うという裁量は任せられているということによろしいのでしょうか。
三浦教育長	各地区で決まっているということで、地区内の小・中学校は全て同じ教科書であるということで学校には裁量はありません。決定するのはまず一応、教育委員会ということになっております。管轄する教育委員会ということで男鹿・潟上・南秋は地区がそんなに大きくないものですから一緒に男鹿・潟上・南秋の教育委員会が集まって、教科書を選定し、決定しておりますので、その地区内の小・中学校は同じ教科書であるというようなことで、あります。
菅原(ア)委員	今の説明でわかったんですけども、教育長のわかる範囲内で、例えば県内ではどのくらいの地区の数ですね。男鹿・潟上・南秋は一つだとしても、秋田県内はやっぱり広いです。北秋田とか例えば県南横手湯沢とか、そういうどのくらいの教科書の個数の範囲といいますか、知ってる限りで結構です。大体どのくらいでしょうか。私、実はみんな同じ教科書を使ってるのかなっ

発言者	発 言 要 旨
三浦教育長	て思ってたもんですから、大変今のお話聞いてちょっと知識として覚えておきたいなと思いました。 秋田県の教育管轄というのがですね、まず北・中央・南と三つにわかれています。中央地区なんですけど、中央地区は男鹿、潟上、南秋、秋田市、由利本荘市で、ここで言う男鹿・潟上・南秋一つのブロック、秋田市が一つ、そして由利本荘地区が一つになっているので、中央地区で三つにわかれているかと思います。 同じように北と南、おそらく能代山本、それから北秋田、大館北秋から県南の方がちょっと自分もはっきりわからないんですがやっぱり三つぐらいにわかれ全県9地区かなというところですが、確定した情報ではありませんが、中央地区は3地区だと思います。
松橋副委員長	そうすると先ほどの話の続きでちょっと予算の話からちょっと外れちゃうかもしれないんですけど、同じ教科書を使う区割りっていうのはもう上から割り振られて決まってるということですよ。 それとも男鹿・南秋・潟上で何か合意形成があってそういう区割りになったわけではなくても、割り振られてるっていうのと、あと、教科書をなぜ同じ地区ごとに一緒にするのかっていうのがよくわからなかったんですけど、そうすると教科書以外にも何か普段から一緒に何かやってることや決めごとがあるから、そういう区割りになってるとうのかなのか、それとも教科書を一緒にするっていうのが各自治体単位じゃなくて地区で固まるっていうメリットが、共同購入して安くなるとか何かそういうメリットがあるのか、どうしてそういう仕組みになってるのかなっていうのがよくわからなく、興味があるんですけども。
三浦教育長	区割りについては、地区ごとの合意というよりは、やはり県で多分区割りはしているかと思います。ただこれもちょっと想像なのではっきりはわかりません。普段から区割りごとに何かあるかと言われますと、中央教育事務所の区割りも一応男鹿・潟上・南秋が一つ秋田市、由利本荘市というふうに三つにわかれていることは確かです。ただ、そこで購入のメリットがあるかどうかっていうのはですね、一応教科書は無償配布ですので、価格的な問題でメリットがあるないっていうことではないと思います。 すいません、そこはちょっと私もすいません、その辺はちょっと定かではないです。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	暫時休憩します。(15:33)
松雪委員長	再開します。(15:42)
松雪委員長	ほかに質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので、ここで質疑を終結いたします。 それでは、討論に入りますので、当局は、関係各課長を呼んでください。
松雪委員長	暫時休憩します。(15:43)
松雪委員長	再開いたします。(15:45)
松雪委員長	まず先ほど質問のあった答弁保留について福祉保健課より答弁の方お願いしたいと思います。
進藤主査	先ほど児童手当の人数についてお尋ねがあった件についてですが、支給対象としまして、203 世帯、児童の数としては 442 人になります。それから第 3 子がいる家庭は 48 世帯で児童の数 53 人になります。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 75 号「令和 6 年度大潟村一般会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。

発言者	発 言 要 旨
	よって、議案第 75 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	次に、陳情等の審査に移りますので、当局は、課長と書記の方を残して退席して下さい。
松雪委員長	暫時休憩します。(15:50)
松雪委員長	再開します。(15:50)
松雪委員長	陳情第 7 号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松雪委員長	意見などございましたらお願いいたします。
菅原（ア）委員	医師不足とかあるいは看護師の大変なお仕事、深夜勤務とか、あるいは介護職員の不足とか、これは以前から言われていることでやはり大切なことだと思いますし、私はこの陳情については賛成したいと思います。3 番の中に公立・公的病院を拡充強化し、とありますけれどもこれもまたいろいろ問題も含めているような感じがしますので、この文章自体についてはどうかというふうに考えます。まずいずれ採択したいと思います。
三村委員	私はこの 3 番も必要だと思いますのでこのままの形で提出には賛成です。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、採決いたします。 陳情第 7 号「安全安心の医療介護の実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。

発言者	発 言 要 旨
	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、陳情第7号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に陳情第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。
	【資料黙読】
松雪委員長	意見などございましたらお願いいたします。
松橋副委員長	世の中的に賃上げの流れですし、この件について全員協議会で説明を受けた際も賃上げと担い手の増加っていうところにある程度の相関関係があるというようなことも伺っておりますので、私は賛成したいと思います。
丹野委員	松橋副委員長が言われるように、今賃金が上昇していますし、陳情説明に来られた人たちも、現場はすごく疲弊して大変だという声がありますので、私も採択に賛成です。
松雪委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松雪委員長	それでは、採決いたします。 陳情第8号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、陳情第8号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	それでは次に陳情第9号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松雪委員長	意見などございましたらお願いいたします。
丹野委員	これは不採択でいいのかなと思います。ここに書かれているように、まだマイナンバーカードに不具合だとかいろんな問題点がありますが、国がもう進めているし、それから今日当局側からも説明していただいたように大潟村も約70%近くの人がマイナンバーカードを保有していますので、やっぱり慣れていくしかないなというふうに思いますので、これは不採択で私はいいと思います。
川渕委員	既に国がマイナンバーカードでスタートしておりますので、私も不採択でいいと思います。
松橋副委員長	日本という国はデジタル化が遅れていると思います。それでマイナンバーカードっていういろいろ手続きの効率化のために生まれたものだと思いますが、これは事務に関わることなので直接的ではないかもしれませんが、やはりその医療現場が疲弊している混乱している多忙であるというところに対して、こういったものを使って業務の効率化が進むということは望ましいことだと思いますので確かに慣れないっていうのもあると思うのですが、せめて延期にするべきかなと思ひまして、中止っていうことに対しては、賛成できないかなと思ひましたので私は採択に反対いたします。
三村委員	やはり現場が混乱していますので、急激に健康保険証廃止で代わりに資格確認書を出していますが、やはり中止というよりもこれから延期であれば賛成したいと思います。
菅原（ア）委員	この12月2日からもう既に動いているということは分かるのですが、やはり様々な人の意見を聞きますと、急に保険証の廃止ということに対して、まだ戸惑いがあるという中で、全面的中止ではなく、7月までは今の保険証もちゃんと使えるという認識がまだ広がっていないような感じがします。それで急に中止という

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	ことではなく、もう少し時間をかけた上での中止ならいいのですが、早急に中止ということは、ちょっとどうなのかなという気持ちでいますのでもう少し延期してほしいという気持ちです。 それでは、採決いたします。 陳情第 9 号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手なし】
松雪委員長	挙手少数であります。 よって、陳情第 9 号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に陳情第 10 号「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松雪委員長	意見などございましたらお願いいたします。
松橋副委員長	非常に大切な問題だと思うのですが、まず特定の国を非難するとまではいかないかもしれないですけどもそういった国名を出していることですか、あと誰々がいついつ何をしたっていうことをいろいろ書かれているのですが、ここが実際どうなのかっていうところもちょうと私には判断しかねますし、ちょっと現段階で、この陳情書を採択するのに必要な判断材料は個人的には少ないかなと思っておりまして、採択には、現段階では、反対です。
三村委員	松橋副委員長と同じ意見です。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	それでは、採決いたします。 陳情第 10 号 「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」について採択することに、賛成の方の挙手を求めます。 【挙手なし】
松雪委員長	挙手少数であります。 よって、陳情第 10 号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。
松雪委員長	続きまして、陳情第 11 号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」を議題といたします。はじめに配付資料の黙読をお願いします。 【資料黙読】
松雪委員長	各委員の意見をお伺いします。発言される方は挙手をお願いします。
松橋副委員長	意見というわけではないんですが、これは小中学校ということで、公立の学校の話なのか、全ての小中学校の話なのかというのはちょっと気になりました。ここで聞いてもわからないと思うんですけど個人的にはそんなことは思いました。
丹野委員	県内は無償化が進んできている状況ですし、ただ、各自治体でもやっぱり予算確保っていうのが非常に大変なので、できたらやっぱり国からまともっていただければ、非常に自治体としての経済的にも楽なので、私はこれは採択でいいと思います。
松雪委員長	それでは、みなさんから意見が出ましたので採決いたします。陳情第 11 号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	全会一致であります。 よって陳情第 11 号は全会一致により、採択すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に陳情第 12 号「18 歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。 【資料黙読】
松雪委員長	意見などございましたらお願いいたします。
三村委員	実施状況を見ますと、秋田市、大館市ともに非課税世帯以外は 1000 円上限で自己負担っていうことになっていまして考え方としては、自己負担があった方が、安易にかかる人が抑制されるのではないかという気持ちもあって、秋田市、大館市のやり方には賛成です。大潟村も 18 歳まで無償にしていますので、この陳情は採択したいと思います。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、採決いたします。 陳情第 12 号「18 歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」について採択することに、賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、陳情第 12 号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に陳情第 13 号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見提出を求める陳情書」を議題といたします。 初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	【資料黙読】 意見などございましたらお願いいたします。
菅原（ア）委員	どこでも高齢者がだんだん増えてきていまして家族でお世話できない方たちは介護施設にお願いするというのが今の実態だと思うのですが、それでも介護職員は募集しても集まらない。それは何かというと、仕事の割にはやっぱり給料が低いということが挙げられています。そういう事業所の閉鎖とか追い込まれているということも耳にしますのでその介護従事者の処遇改善というのは必要不可欠な問題だと思いますので、私は採択に賛成したいと思います。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、採決いたします。 陳情第 13 号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見提出を求める陳情書」について採択することに、賛成の方の挙手を求めます。
松雪委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、陳情第 13 号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。
松雪委員長	採択陳情第 7 号、8 号、11 号、12 号、13 号が採択と決したことにより、最終日の本会議において、意見書案を提出する必要があります。 意見書案の作成はどのようにしましょうか。
松雪委員長	【委員長一任の声】 なお提出に当たっては、提出者は委員長である私になりますが賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。 これで総務福祉教育委員会を閉会いたします。 (閉会 16:35)